

A 市において、次の選挙も近い F 市長は、諸物価値上がりのおり、高齢者に対して年金等に上乘せして一定の生活費の給付を行う福祉政策を実施することにした。

ただし、財政難のおりから、担当部局は、給付の対象を一定水準以下の所得の高齢者に制限し、しかも期限を限って申請を受け付けることを市長に進言し、了承された。

さらに、実施段階では、所得の認定は厳格に行い、所得が多いにもかかわらず不正に給付を受けることがないように、受給資格が不明確な者には給付を認めなかった。

そのため、資格があることを証明できなかったため、あるいは制度の存在を知らなかった等の理由で、資格はあるにもかかわらず、期限までに申請しなかったために、給付を受けられなかった者が続出した。

その結果、市民からの苦情が市役所に殺到するとともに、メディアも「弱者切り捨て」というトーンでの報道を行った。それでは、この制度を設けた趣旨に反するため、F 市長は方針を転換し、資格認定を緩やかに行うように指示するとともに、期限を延長し、また期限を過ぎても有資格者には、同額を給付するように指示し、記者発表した。

それによって、この給付による A 市の財政支出は急増した。担当者および市の財政当局は、政策の変更を市長に進言したが、選挙への影響を考慮して、市長は支持の低下を招くそのような変更には消極的である。

課題：このような問題状況で、あなたは、市長の相談を受けました。それに対して、どのように助言をしますか？ 市長宛の提言という体裁で、論点を明確にしつつ、市長へアドバイスしてください。

分量は、A4 版 2 ページ以内。提出期限は、5 月 15 日 (金)。

提出は任意ですが、提出者は内容も考慮して、平常点にカウントします。